

保護者 各位

令和 7 年度就学援助制度のお知らせ

山鹿市教育委員会

山鹿市教育委員会では、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する「就学援助制度」を設けています。

1. 就学援助を受けられる方

山鹿市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護の受給者あるいは下記認定要件①～⑧のいずれかに該当する方が対象になります。

認定要件		申請に必要な証明書類
①	前年度又は本年度に生活保護の停止・廃止を受けた	「生活保護停止・廃止決定通知書」の写し
②	同居又は生計を一にする家族全員の市 民税が非課税・減免、または個人事業 税、固定資産税の減免を受けている	固定資産税の減免の場合は、減免の 決定書の写し 注 2 参照
③	同居又は生計を一にする家族全員の国 民年金保険料の 1/2 以上免除を受けて いる	年金機構発行の「国民年金保険料免 除申請承認通知書」の写し
④	同居又は生計を一にする家族全員の国 民健康保険税の減免、又は徴収の猶予 を受けている	「国民健康保険税減免決定通知書」 の写し
⑤	児童扶養手当の支給を受けている	「児童扶養手当証書」の写し ※有効期間の記載のあるもの ※特別児童扶養手当証書、ひとり親 家庭等医療費受給資格証は無効
⑥	生活福祉資金による貸付を受けている	「貸付証明書」の写し
⑦	世帯の主たる収入者が職業安定所登録 日雇労働をしている	「雇用保険日雇労働被保険者手帳」 又は「雇用保険受給資格者証」の写し
⑧	その他経済的に困窮し、学用品等の購 入又は学校納付金の支払いに困ってい る	注 2 参照

注 1 住民票上は別世帯であっても、同居されている場合は同一世帯と判断し審査します。

注 2 ②又は⑧の認定要件の方で、令和 7 年 1 月 1 日現在の住所地が山鹿市外の方は、「市
県民税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）」が必要になります。

注 3 審査の結果、申請者全員が必ず認定を受けられるとは限りません。

2. 就学援助の費目

次の（１）～（６）の一部を支給します。

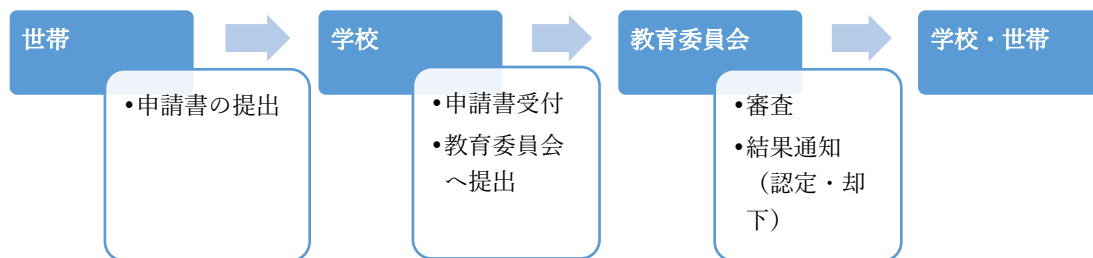
- （１）新入学児童生徒学用品費 （２）学用品費 （３）通学用品費
（４）校外活動費 （５）修学旅行費 （６）学校給食費

※生活保護受給者の方は、（５）修学旅行費のみ対象となります。

3. 申請の方法

申請書及び認定要件の証明書類等を添付し、在学中の学校へ提出ください。
小・中学校の両方に在学する場合は、小学校へ提出ください。（中学生の兄弟分も対象児童生徒欄に記載してください。）

《申請から認定までの流れ》



4. 申請書提出期限

令和7年2月14日（金）

5. 支給の時期及び方法

時期：学期ごと（年3回）に分けて支払います。

方法：申請者の口座へ直接支払います。

（ただし、校納金等に未納が生じた場合には、学校口座への振込みとし、未納分を充当させていただくことがあります。）

6. 留意事項

◎現在生活保護を受給されている方は、就学援助申請の必要はありません。

◎家庭状況の変化等で経済的に困る状況となった場合、提出期限に限らずいつでも申請できます。

◎世帯状況が変更になった場合は、再度申請書の提出をお願いします。

◎就学援助申請に関するお問い合わせは、学校（事務室）または教育委員会へお尋ねください。

お問い合わせ先

- | | | |
|-----------|-------|--------------------|
| ・山鹿市立 | 学校 | TEL : |
| ・山鹿市教育委員会 | 学校教育課 | TEL : 0968-43-1638 |